



## 参考資料

### 1 津島市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

#### （設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく津島市障がい福祉計画（平成24年度から平成26年度までを計画期間とする津島市障がい福祉計画をいう。）の見直しの策定にあたり、障がい者その他関係者の意見を集約するため、津島市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### （組織）

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)津島市障がい者総合支援協議会の委員

(2)その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### （委員長及び副委員長）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### （会議）

第4条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、専門事項の検討等のため必要があると認めるときは、当該専門事項に係る関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

5 委員会の議事及び会議録は原則として公開とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

## 2 津島市障がい福祉計画策定委員会委員名簿

	事業所名		氏名	備考
1	社会福祉法人津島市社会福祉協議会	会長	堀田 勝	委員長
2	津島市中心身障害児者保護者連絡協議会	会長	山本 智志江	副委員長
3	津島市身体障害者福祉会	会長	菱田 行一	
4	津島市民生委員・児童委員協議会	連絡会長	殿畑 規子	
5	障害者支援施設 ゆうとびあ恵愛	施設長	三谷 幸司	
6	社会福祉法人永美福祉会 しらさぎ福祉園	園長	沢田 一郎	
7	特定非営利活動法人共生会	理事	犬飼 三郎	
8	特定非営利活動法人 Peek・a・Boo	理事	田中和 夫	
9	障がい者センターあいさんハウス	施設長	今井 恵美	
10	津島市公共職業安定所	所長	高須 誠一	
11	愛知県海部福祉・相談センター	次長	岡田 保行	
12	愛知県津島保健所	課長補佐	水谷 美佐子	
13	佐織特別支援学校	校長	伊奈 孝啓	
14	一般公募（津島市）		伊藤 三枝子	
15	一般公募（津島市）		高尾 豊美	

### 3 用語説明

#### ア行

##### 一般就労

福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅での就労および自らの起業などによる就労。

#### サ行

##### 手話通訳者

音声言語を手話に、手話を音声言語に置き換えて伝える人のこと。

##### 障害者基本法

障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成 16 年 6 月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。

##### 障がい者就業・生活支援センター

地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

##### 障害者自立支援法

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成 18 年 4 月に一部施行、同年 10 月に全面施行。平成 25 年 4 月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

##### 障害者総合支援法

→障害者自立支援法

##### 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から 1 級～6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。

## 精神障害者保健福祉手帳

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスが受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1・2・3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりにを行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。

## 総合支援協議会

地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するなど、地域で安心して生活を送ることができるよう地域生活に関わる課題を協議する場。

## タ行

### 地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

## ナ行

### ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。これまでの福祉が障がいのある人を一般から引き離して、特別扱いする方向に進みがちであったのに対して、障がいのある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉の基本となる考え方。

## ヤ行

### 要約筆記者

聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

## ラ行

### リハビリテーション

障がいを抱える人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練をいう。

### 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定、C判定と記載される。